



平成 30 年 2 月 1 日

各 位

会社名 カゴメ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 寺田 直行  
 (コード番号 2811 東証・名証第1部)  
 問合せ先 財務経理部 IRグループ  
 部長 河津 佳子  
 (TEL. 03 - 5623 - 8503 )

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2006年10月20日付で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）を導入して以降、2015年2月12日付で改訂を行った本対応策の更新について同年3月27日開催の当社第71回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきましたが、本対応策の有効期間は2018年3月28日開催予定の当社第74回定時株主総会の終結の時をもって満了することとなっております（以下、現行の本対応策を「現行ルール」といいます。）。

当社は、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論等も勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から本対応策の在り方について継続的に検討して参りました。その結果2018年2月1日開催の当社取締役会において、本年3月28日開催予定の当社第74回定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件として、現行ルールの修正を一部行ったうえで継続すること（以下「本更新」といい、本更新後の本対応策を「本ルール」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本更新に伴う主な変更点は、以下のとおりです。

- 変更点1. 基本的な考え方について、当社の長期ビジョンや中期経営方針による企業価値向上の取り組みに関する事項や2016年より移行した監査等委員会設置会社としてのコーポレート・ガバナンスに関する諸施策等を取り入れた内容に修正しております。
- 変更点2. 経営陣の恣意的な運用を排除するために、独立委員会による勧告の取り扱いについて、取締役会は最大限尊重して意思決定を行なうとしていたところを、勧告に従い意思決定を行うことに変更しております。
- 変更点3. 買付説明書受領後の追加情報の提出期限の起算点を明確にしております。
- 変更点4. 非適格者から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的な交付を行わないことを明確にしております。
- 変更点5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないことを明記しております。

項目	該当箇所	現行ルール	本ルール
変更点1	1. (1)(2)	省略	省略
変更点2	2. (1) 2. (3)⑦⑧ 3. (2)(4)	当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで	当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）
変更点3	2. (3)②	適宜回答に必要な期限（原則として60日を上限とします。）	適宜回答に必要な期限（原則として買付説明書の受領から起算して60日を上限とします。）
変更点4	2. (5)⑨	記載なし	明記
変更点5	3. (5)	記載なし	明記

上記取締役会においては、社外取締役5名を含む全ての取締役12名が出席し、本更新につき承認可決されています。

また、本日現在、当社に対する当社株式の大量取得行為に関する提案、申し入れ等は一切ございませんので、念のために申し添えます。

以上